

国家戦略特区WG ヒアリング提出資料

国土交通省都市局
公園緑地・景観課
平成29年2月8日

「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」

(平成28年3月2日国家戦略特別区域諮問会議)

3. 農業の競争力強化等、先進的な地方創生モデルの構築

◇ 速やかに全国規模の規制改革を進める。

(5) 生産緑地地区における農家レストラン等の設置

- ・ 農家レストランについては、国家戦略特区において農用地域内に設置することを可能としたが、農業の6次産業化の一層の推進等のため、都市農業が営まれる生産緑地地区においても、設置可能な施設の範囲を拡大し、農家レストラン等の設置を可能とすることを検討し、早期に結論を得る。

生産緑地法改正案

生産緑地地区に関する都市計画

(現行)・500㎡以上等の要件に該当する一団の農地(生産緑地地区:13,220ha)

(改正)▶ 300㎡以上(政令で規定)で市区町村が条例で定める規模に引下げ可能に

小規模でも身近な農地をきめ細かに保全

生産緑地地区内の行為制限

(現行)・生産等に必要施設のみ設置可能

(改正)▶ 直売所、農家レストラン等の設置を可能に

規制緩和による農業経営の支援
+ 都市住民の満足度向上

設置可能な施設の内容

農用地区域

- 農振法第3条第4号、農振法施行規則第1条
 - 一 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設
 - 二 堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管(農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。)の用に供する施設
 - 三 耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する次に掲げる施設
 - イ 主として、自己の生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは農業振興地域内において生産される農畜産物(口において「自己の生産する農畜産物等」という。)を原料又は材料として使用する**製造又は加工の用に供する施設**
 - ロ 主として、自己の生産する農畜産物等又は自己の生産する農畜産物等を原料若しくは材料として製造され若しくは加工されたものの**販売の用に供する施設**
 - 四 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設(第三十八条において「農業廃棄物処理施設」という。)
- 農林水産省関係国家戦略特別区域法に係る命令第1項第各号
 - 一 当該区域計画に定められた次項の区域内にあること。
 - 二 多数人に対して、自己の生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは農業振興地域(農振法第六条第一項に規定する農業振興地域をいう。)内において生産される農畜産物を主たる材料として**調理して提供するものであること。**
 - 三 耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理するものであること。

生産緑地地区

- 生産緑地法第8条第2項
 - 一 次に掲げる施設で、当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるもの
 - イ 農産物、林産物又は水産物(以下この項において「農産物等」という。)の生産又は集荷の用に供する施設
 - ロ 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設
 - ハ 農産物等の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設
 - ニ 農林漁業に従事する者の休憩施設

生産緑地法第8条第2項における許可対象施設として追加

- 二 次に掲げる施設で、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれなく、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの
 - イ 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等を主たる原材料として使用する**製造又は加工の用に供する施設**
 - ロ イの農産物等又はこれを主たる原材料として製造され、若しくは加工された物品の**販売の用に供する施設**
 - ハ イの農産物等を主たる材料とする**料理の提供の用に供する施設**
- 三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める施設*

※生産緑地法施行令第4条(市民農園の設置に必要な施設)

- 一 農作業の講習の用に供する施設
- 二 管理事務所その他の管理施設